

単元未満株式買取請求書・取次依頼書（兼株式等の譲渡に係る告知）記入例

買取請求(売却)される株式数をご記入ください。

特別口座用

単元未満株式買取請求書・取次依頼書（兼株式等の譲渡に係る告知）

（上場株式等の譲渡の対価の支払をする発行人）

会社名 〇〇〇〇 株式会社

××年××月××日

買取請求株式数 300 株

提出先 特別口座 口座管理機関 あて

私が所有する貴社の右記株式について、買取請求の取次を依頼します。
買取代金は右記支払方法指定欄に記載の方法により支払うよう請求します。

株主番号

⑩	金融機関	〇	〇	信金	農協	△	△	支店
	金融機関番号		店番号	種目	口座番号			
				① 普通・総合	0	1	2	3
				② 当座				4
				④ 貯蓄				5
				⑨ その他				6

住所 東京都中央区日本橋茅場町1-2-4

電話（日中連絡先） 03-1234-5678
〒 103-8202

氏名 (フリガナ) ダイコウ タロウ
代行 太郎

届出印 代行

21. ゆうちょ銀行現金払
貯金事務センターから振替払出証書が送付されるまで多少の日数を要します。
窓口で本人確認の書類の提示を求められる場合があります。

社用欄

個人番号等 別紙にてお届けください

ご所有の株式の会社名をご記入ください。

必ず日中連絡可能な電話番号(携帯電話でも可)をご記入ください。

お届け住所、氏名をご記入ください。

お届け印をご捺印ください。

「支払方法指定欄」
「金融機関口座振込」または「ゆうちょ銀行現金払」のいずれかをご指定ください。（「金融機関口座振込」の場合は、銀行名、口座番号等は正確にご記入ください。）
ご指定のない場合は、ゆうちょ銀行現金払でお支払いさせていただきます。

No28109-02 2022.04 ナカ

2022.00 ナカ

特別口座用

単元未満株式買取請求書・取次依頼書（兼株式等の譲渡に係る告知）

（上場株式等の譲渡の対価の支払をする発行人）

会社名		年 月 日	買取請求株式数
			株

提出先 特別口座 口座管理機関 あて

私が所有する貴社の右記株式について、買取請求の取次を依頼します。
買取代金は右記支払方法指定欄に記載の方法により支払うよう請求します。

株主番号

住所	電話（日中連絡先）	—	—
	〒		
氏名	(フリガナ)		届出印

個人番号等 別紙にてお届けください

支払方法指定欄（いずれかに○印）	10. 金融機関	銀行		支店										
		信金 農協												
	信組 労金		種目		口座番号									
			1. 普通・総合											
		2. 当座												
		4. 貯蓄												
		9. その他												
		口座名義人	フリガナ											
			氏名											
		21. ゆうちょ銀行現金払												
		貯金事務センターから振替払出証書が送付されるまで多少の日数を要します。 窓口で本人確認の書類の提示を求められる場合があります。												
		11.												

社用欄			

(注) 1. 裏面のご案内をご参照のうえ、太枠の中にご記入、ご捺印ください。
2. 証券会社等に一般口座をご利用の株主様は、お取引の証券会社等でお手続きください。

ご 案 内

- この買取請求書は、上場会社の特別口座用です。
証券会社等の一般口座をご利用の株主様は、お取引証券会社等でお手続きください。
- 買取請求の効力発生日（価格決定日）は、特別口座の口座管理機関から株主名簿管理人に買取請求が到着した日となります。
- 買取日、買取価格、適取取引所等の指定は認められません。
- ご記入の株式数が振替口座簿記載株式数を超過している場合は、振替口座簿記載株式数が適用されます。
- 買取代金は、所定の手数料（会社が定める買取手数料相当額等）を差し引いてお支払されます。
- 支払方法指定欄にご指定のない場合は、ゆうちょ銀行現金払でお取扱いさせていただきます。
- 買取請求の撤回はできません。ただし、株式併合等が行われる場合であって、証券保管振替機構の業務規程第65条第1項第2号イからへまでに掲げる日までに買取価格が決定しないときは、撤回の申出があったものとみなします。
- 権利確定日前一定の期間（確定日を含む）は、買取請求の受付を停止させていただきますのでご了承ください。なお、受付停止期間および再開時期等の詳しい内容は、口座管理機関にご照会ください。
- 単元未満株式について買取を請求する場合、その譲渡所得に対する課税方式は、申告分離課税の対象となり、住民票の写し等の本人確認書類の提示が必要です。（犯罪収益移転防止法に基づく本人確認とは異なります。）
- この買取請求書と共に個人番号等をお届出いただけなかった場合には、支払調書に個人番号等の記載がされない場合がございます。

本人確認のための主な書類

○個人の場合

書 類 名	書 類 名
住民票の写し	身体障害者手帳
住民票の記載事項証明書	戦傷病者手帳
運転免許証（運転経歴証明書含む）	国税または地方税の領収証書
印鑑登録証明書	国税または地方税の納税証明書
国民健康保険被保険者証	社会保険料の領収証書
健康保険被保険者証	戸籍の附票の写し
国家公務員共済組合の組合員証	個人番号カード
地方公務員共済組合の組合員証	旅券（パスポート）（所持人記入欄にて住所の確認ができる旅券に限る）
私立学校教職員共済制度の加入者証	船員保険被保険者証
船員保険被保険者証	介護保険被保険者証
健康保険日雇特例被保険者手帳	後期高齢者医療被保険者証
国民年金手帳	療育手帳
母子健康手帳	精神障害者保健福祉手帳
児童扶養手当証書	在留カード
特別児童扶養手当証書	特別永住者証明書

○法人の場合

書 類 名
国税または地方税の領収証書
国税または地方税の納税証明書
社会保険料の領収証書
設立の登記に係る登記事項証明書（写しを含む）
印鑑登録証明書
（人格のない社団等）
定款、寄付行為、規則、規約の写し

（注）上記以外に官公庁から発行・発給された書類等も含まれます。